

政策整理番号	1	施策番号	5	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)		
対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 長寿社会政策課	関係部課室	保健福祉部 介護保険室	
政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 1 - 1	
施策番号	5	施策名	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保			
施策概要	介護サービスに従事する人材の確保とともに、その人材の専門的、技術的な質の一層の向上を図り、質の高いサービスを提供するための仕組みづくりを目指します。					
政策評価指標 / 達成度	ケアマネジメントリーダー数	A				

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値から見て指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果					活動(事業)によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 [担当課]	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) <small>(事業の活動量、「事業の手段」に対応)</small>	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) <small>(対象をどういう状態にしたのか)</small>	成果指標名 (単位) <small>(事業の成果、「事業の目的」に対応)</small>	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	ケアマネジメントリーダー活動支援事業 [介護保険室]	ケアマネジャー	介護支援専門員やケアマネジメントリーダーに対し、スーパーバイザーとして活躍が期待される者の活動を支援する研修を実施した。	研修回数(回)		1	1	介護サービスの運営の要である介護支援専門員を支えるケアマネジャーに対し、スーパーバイザーとして活躍する人材を育成した。	ケアマネジメントリーダー現任数(人)	66	94	...
2	ケアマネジメントリーダー養成研修事業 [介護保険室]	ケアマネジャー	介護支援専門員等に対し、支援活動を行うケアマネジメントリーダーとして必要な資質・技能の習得を図るための研修を実施した。	研修回数(回)	1	3		介護支援専門員に対する活動支援、地域ケア体制の構築支援等の役割を担う、ケアマネジメントリーダーを養成した。	ケアマネジメントリーダー現任数(人)	66	94	...
3	主任介護支援専門員研修 [介護保険室]	ケアマネジャー	介護支援専門員に対し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるため必要な知識・技術の習得を図るための研修を実施した。	研修回数(回)			1	介護支援専門員に対するスーパーバイザー、地域包括支援センターにおいて包括的・継続的ケアマネジメントの中核的な役割を担う、主任介護支援専門員を養成した。	主任介護支援専門員研修修了者数(人)	141
4												
5												
事業費計(千円)					1,667	4,771	4,046					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	有効	効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・当該事業は、介護サービスの運営の要である介護支援専門員を支援し、人材育成・専門技術的な資質向上を図るものであり、県の関与は適切である。</p> <p>・地域でのケアマネジメントの必要性の高まり等、介護サービスを巡る今日的な状況を踏まえた事業であり、妥当である。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・ケアマネジメンターによる介護支援専門員への支援活動を通じ、介護支援専門員の資質向上、ひいては質の高い介護サービス提供に資するものと認められ、施策目的の実現に貢献し、有効である。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・関係要綱に基づく事業内容であり、効率的な予算執行に努めたものであり、事業は効率的に執行されたと判断する。</p>

B 施策評価(総括)

適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・介護サービスを担う人材の育成・資質向上を通じ、質の高いサービスを提供する仕組みづくりのため、適切な事業が設定されている。ケアマネジメントリーダー養成研修事業を組換え、H18から実施した、主任介護支援専門員研修の修了者数の状況から見ると、事業の成果が認められ、また効率的に実施されていると判断される。以上のことから、事業の設定及び推進は適切に行われていると判断する。</p> <p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・制度改正、研修体系の改正等を踏まえ、ケアマネジメントを担う人材育成・資質向上支援施策の一層の充実を図るため、事業1関連事業については、平成19年度から「介護支援専門員支援体制強化事業」として組み換え、また事業2については、平成18年度から「主任介護支援専門員研修」として実施している。これら事業の円滑な実施が課題である。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性 <small>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</small>	B-2 事業の有効性 <small>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</small>	B-3 事業の効率性 <small>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</small>
<p>・介護保険制度においては、介護支援専門員や介護職員の資質向上、各種研修の実施は県の役割とされており、当該事業も関係要綱に基づき実施されているものであり、県の関与は適切である。</p> <p>・介護支援専門員や居宅介護支援事業所の増加に伴い、地域でケアマネジメントを支援する必要性が高まったことによるものであり、妥当である。</p>	<p>・ケアマネジメンターは、介護サービスの運営の要である介護支援専門員を支援する役割を担うものであり、当該支援活動を通じ、介護支援専門員の資質向上、ひいては質の高い介護サービス提供に資するものと認められ、施策目的の実現に貢献した。</p>	<p>・関係要綱に基づく事業内容であり、効率的な予算執行に努めたものであり、事業は効率的に執行されたと判断する。</p>
<p>・介護支援専門員の資質向上・研修実施は県の役割とされ、県の関与は適切である。</p> <p>・主任介護支援専門員は、H18から創設された地域包括支援センターへの必置職種とされ、当該研修事業は、このような制度改正を踏まえ、従前の「ケアマネジメントリーダー養成研修事業」を組換え事業化したものであり、介護保険制度状況を踏まえた時宜にかなった事業である。</p>	<p>・実施初年度において、研修修了者が141人に達し、H18からの地域包括支援センターの円滑な業務遂行に貢献した。</p>	<p>・関係要綱に基づく事業内容であり、効率的な予算執行に努めたものであり、事業は効率的に執行されたと判断する。</p>

施策を構成する事業の方向性

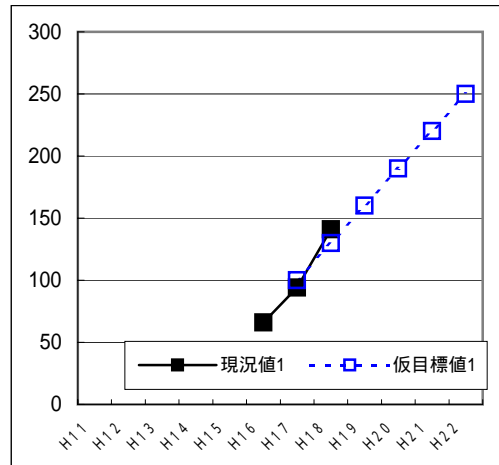
活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	<p>・制度改正、研修体系の改正等を踏まえ、H19年度から「介護支援専門員支援体制強化事業」として組み換え、人材育成・資質向上施策に取り組んでいく。</p>
取組21	<p>高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり</p>
維持	<p>・介護支援専門員へのスーパーバイザー養成、地域包括支援センター配置職員の資質向上を図るため、継続して研修事業に取り組んでいく。</p>
取組21	<p>高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり</p>

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 1 施策番号 5

対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 長寿社会政策課	関係部課室	保健福祉部 介護保険室
政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 1 - 1
施策番号	5	施策名	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保		

政策評価指標		単位						
ケアマネジメントリーダー数		人						
目標値	H17	100					H22	250
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H16					H16	H17	H18
現況値	66					66	94	141
仮目標値						66	100	130
達成度						...	B	A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

ケアマネジメントリーダーの人数
 ケアマネジメントリーダーとは介護支援専門員への個別指導、助言や地域のケア体制(ケアチーム)の構成支援などにより、介護支援専門員の業務を支援する者であって、国や県が実施する「ケアマネジメントリーダー養成研修」を修了した者。

政策評価指標の選定理由

・介護サービスは人が支えるサービスであり、サービスの質の確保・向上のためには、介護サービスに従事する質の高い人材の養成と支援体制の構築が不可欠である。高齢者の自立を支援する介護支援専門員は、介護サービスの運営を担う人材の要であるが、これを支えるケアマネジメントリーダーを地域に適正に配置することが施策の効果を最も高めるものと考え、ケアマネジメントリーダー数を政策評価指標とした。
 ・ケアマネジメントリーダー養成研修事業はH17年度で終了したことから、H18年度政策評価指標については、当該事業の趣旨を承継しH18年度から組換え実施された、主任介護支援専門員研修の修了者数を便宜上の政策評価指標値として計上した。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・この政策評価指標は平成17年度から設定されたものであり、初期値は66人となっている。県では、養成研修事業を平成14年度から実施しており、当該研修の受講修了者数の着実な増加があり、現にケアマネジメントリーダーとして活動している者は平成17年度で94人となっており、仮目標値を概ね達成している状況にある。
 ・なお、制度改正に伴い、ケアマネジメントリーダー養成研修については、その趣旨を承継し、平成18年度からは、主任介護支援専門員研修に組み替え、研修事業を実施しているものである。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・ケアマネジメントリーダーについては、当該呼称での人員養成事業は前記のとおり平成17年度で終了していること、及び制度改正(平成18年度からの地域包括支援センターの創設等)に伴い、平成18年度から活動するケアマネジメントリーダーを平成17年度に152人養成したことから、今後、政策評価指標については検討する必要がある。